

当座預金口座取引規約 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
第 2 条 預入および払戻等 1～6（略） 7. 小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用し、以下の通りとしてください。 (1) この預金口座から支払をした小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (2) <u>小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> (3) この預金口座から支払をした小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (4) 前号の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手の写しを交付し	第 2 条 預入および払戻等 1～6（略） 7. 小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用し、以下の通りとしてください。 (1) この預金口座から支払をした小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (2) この預金口座から支払をした小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (3) 前号の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手の写しを交付し、その限りではありません。

ます。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 8. <u>(略)</u> 〔小切手用法〕 1～7 (略) 8. <u>小切手用紙は、当行所定の依頼書に記名押印(お届けの印鑑または署名)のうえ請求してください。</u> 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。	8. <u>(略)</u> 〔小切手用法〕 1～7 (略) 8. 自署だけによるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。
--	--

株式会社 SMBC 信託銀行
規改 3(日) 2411